

副詞「せめて」の意味変化

林 禎 映

1. はじめに

副詞の意味変化の類型の一つに、動詞または名詞から派生して情態副詞用法が成立した後、語構成あるいは語源からの影響を受けつつ、話し手の評価的な見解を表す叙法副詞用法をもつ語^{*1}へと展開する変化パターンがある。たとえば、本稿で取り上げる副詞「せめて」の意味変化もその一例である。

現代語における副詞「せめて」は、満足できない状況のなかで、これだけは実現させたいという話し手の最小限（最低限）の願望を表すとされる（渡辺実1957・2001、森田良行1989、飛田良文・浅田秀子1994など）。このような「せめて」が使われた文には、次の例（1）（2）波線部分のように、「だけでも、ぐらいいは」のような限定や程度を表す助詞と共に起することが多く、またその述語は「希望・命令・依頼・意志・当為」などの事態の成立を求める表現（以下、「願望表現」とする）をほぼ伴っていることが指摘されている（工藤浩1977・1982、渡辺実2001など^{*2}）。

（1）信夫の死を聞いたならば、あといく日も食事をとらなくなることだろう。せめて
この昼だけでも、しあわせな食事をさせてやりたいと、吉川は思った。

（三浦綾子『塩狩峠』1968年）

（2）「倒産しても、せめてお茶ぐらいいは出しましょうよ」

（赤川次郎『女社長に乾杯』1982年）

（1）は、「信夫の死をしばらく知らせないで、少なくともこの昼の食事は、しあわせな気持ちで食べてほしい」ということであり、（2）は「どんなに経営が苦しくても、お茶を淹れるほどのことはしてもいい」ということである。いずれの例においても「せめて」は、後続する文相当の内容に対して、何とかしてでもこれだけは実現してほしい、という願望の叙法を伴った話し手の肯定的な評価を表している。

一方、歴史的に見ると、上記のような「せめて」の例は、中世に入ってから見られはじめるもので、使用初期（中古）には、次の（3）（4）のように、限定や程度を表す助詞または願望表現とは共起しておらず、主に動作性の動詞述語に前接して用いられていた。そして意味的にも、中古の「せめて」は、現代語の評価的な意味とは違って、（3）

の「宣ふ」、(4)の「書かす」に対して、「つとめて、強いて」などの情態的な意味として使われていたと見られる。

- (3) 女、いとゞいみじきものおもひさへまさる心地して、はづかしくいみじけれど、
せめてのたまへば、(宇津保物語・俊蔭・24頁、970～999年頃)
- (4) おほかたにつけて見たまひしはをかしようおぼえしを、我さかし人にて聞こえむも
いとつつましければ、まめやかにあるべきやうをいみじくせめて書かせたてまつり
たまふ。(源氏物語・総角・270頁、1001～14年頃)

「せめて」はこのように、もともと(3)(4)のような情態副詞用法として使われていたが、歴史的変化を経て、現代語の(1)(2)のような話し手の肯定的な評価を表す叙法副詞用法として使われるようになったと考えられる。

これまで「せめて」の意味・用法の歴史的変遷を考察した研究は、辞書の記述を除けば、管見の限りではあまり見当たらないが、しかし皆無ではない。例えば、井手至(1955・1991・2003)は、上代から現代までの「せめて」の意味・用法の変遷を考察している。そこでは平安初期から副詞として盛んに用いられるようになった「せめて」は、使用当初「責め立てる」の意の動詞「せむ」より派生した強制ないし強迫の情態副詞的意味をもっていたが、院政期から「非常に、極度に」の意の程度副詞的意味で使われるようになったとする。そしてその後、「せめて」には、鎌倉時代に入って「ぎりぎりのところ、止むを得ず」という文脈の意味が付着した新しい用法が発生し、その文脈の意味が慣用化した結果、南北朝時代には「せめて」にもはや情態副詞的意味と程度副詞的意味はなく、それらの意味から変化して、室町時代以前には既に現代語のような「不本意(不十分)ではあるが、ぎろぎろのところまずは最少限希望すべき事柄であることを示す」叙述限定の副詞的意味が確立していたと述べている。

このように、井手(1955・1991・2003)では、「せめて」の意味・用法の変化過程が実証的に考察されているが、「せめて」とその他の「せめては」「せめても」、そして連体用法の「せめての」「せめてもの」(以下、「せめて」類とする)などのさまざまな語形の発生と消失などについては、使用頻度の観点からさらなる考察が必要であると思われる。また、井手至氏の「せめて」類の各形式の意味・用法やその派生関係に関する捉え方には、同意できないところもある。例えば、平安後期から見られる「せめての」の語形について、程度副詞的意味から派生したと捉えられているが、当時の使用状況のなかには、必ずしもそうとは限らない情態副詞的意味をもつ例が散見できるからである。

そこで、本稿では、「せめて」が文献上に現れはじめる時期から現代に至るまでの用例全体を見渡し、その意味変化の過程を明らかにすることを目的とする。その際、「せめて」類の各形式の使用頻度を把握し、それぞれの形式の意味・用法間の相関関係を具体的に示すことにする。

なお、今回調査した資料については、稿末の調査資料一覧に記してある。以下で挙げる用例の所在は作品名、依拠本のページ数、成立年などで示した。引用の際、踊り字や漢字表記などで一部表記を変更した箇所があり、また依拠本における振り仮名は、必要と思われるもの以外は大幅に省略した。

2. 中古の「せめて」の使用状況

2. 1 中古以前一語源的意味

ここでは、「せめて」が副詞的用法として本格的に使われはじめる例を検討する前に、まず、「せめて」の語源的意味について考えてみたい。副詞「せめて」は、平安初期に動詞「せむ」（「せまる」に対する他動詞）の連用形（「せめ」）に、完了の助動詞「つ」の連用形から転じた「て」が付いて成立したとされる。『時代別国語大辞典・上代編』（p397）によれば、「せむ〔責・迫〕」は、「せまる〔急・窮〕」に対する他動詞で、「相手を追いつめて身動きのとれないようにする意」をもち、「責める、督促する、叱責する」「追いたてる、攻めつける」などの意味に解釈されるとする。

(5) a. ますらをの高山山に迫めたれば（迫有者）里に下り来るむざさびそこれ

（万葉集・巻第六・一〇二八、759年頃）

b. 荒熊の住むといふ山の師齒迫山責めて問ふとも（責而雖問）汝が名は告らじ

（万葉集・巻第十一・二六九六、759年頃）

(6) 辨宗受用于其寺大修多、羅供錢卅貫、不得償納、維那僧等、徴錢而逼

（辨宗、其の寺の大修多羅供の錢三十貫を受け用て、償ひ納むること得不。維那の僧等、錢を徴りて逼む。）（日本靈異記*3・下巻・第三話・324頁、9C初）

本稿の用例調査においても、上代の例には、例（5、6）のように、その語源の動詞「せむ」の例は見られたが、連用修飾の機能をもつ「せめて」の例は、管見の限りでは見当たらなかった。また、『時代別国語大辞典・上代編』の記載通り、上記のそれぞれの例において、「せむ」は（5a）「追い詰める」、（5b）「責め立てる」、（6）「催促する」の具体的な動作を表している。ここで注目すべきは、例（5b）である。この例では、「せむ」が「せめて（責而）」の語形になっているが、後の動詞「問ふ」とともに、「汝が名（を）」に対して、「責めて問ふ」すなわち「きびしく催促して問いただす」という動詞述語として用いられている。従って、この時期において「せめて」は、「せめて（責而）」という語形は見られるものの、まだ連用修飾の機能をもつ「せめて」の副詞的用法は成立しておらず、補語を要する動詞述語として使われている。

このように、上代には副詞的用法をもつ「せめて」が未成立であったと見られるが、このことについては、井手（1955・1991・2003）にも指摘されている。さらに、そこで

は、副詞「せめて」とその語源「せむ」の意味関係について、動詞「せむ」は「責め立てる」の意をもち、副詞「せめて」はそれから派生した強制ないし強迫の意をもつと述べられている。この語源「せむ」とその派生副詞「せめて」の意味関係については、井手（1955・1991・2003）のように「責め立てる」の意から派生したという捉え方もあるが、より根源的な意味を取り上げている捉え方もある。

例えば、上記の『時代別国語大辞典・上代編』（p396～397）では、「せ（狭）」の項目に「形状言。狭いこと。形容詞サシの語幹と同源。セク・セム等はこれから派生したものか」という記載があり、「せむ（責・迫）」が狭いことを表す形容詞の「せ（狭）」から派生したと見ている。また、動詞「せむ」と形容詞「せ（狭）」の意味的關係は、大槻文彦（1889～91）の『言海』や渡辺（2001）にも言及されている。まず、『言海』には、副詞「せめて」は、「迫めて」の意から転じたもので、「せむ（迫）」は「狭ヲ活用」した自動詞であり、「せむ（責）」は「せむ（迫）」の他動詞で「狭ムル意」をもつものとある。次に、渡辺（2001）では、「せむ（攻）」は、形容詞の「せし（狭）」を動詞にしたもので、相手の行動の自由範囲を「狭く」することを表すと述べている。

このように考えると、上代の動詞「せむ（責・迫・攻）」は、単に「責め立てる」の意を表していたものではなく、形容詞「せ（狭）」との語源的な関係から、「（身動きできなくするほど）物理的・心理的に距離を狭めること」という実質的な動作概念を表していたものといえる。また、この「せむ」の根源的な意味は、対象に対して積極的に働きかける動作を表すもので、実際の使用では、例（5、6）のように「追い詰める、責め立てる、催促する」の意に解釈されるものである。このような動詞「せむ」を語源としてもつ副詞「せめて」は、「せむ」の表す実質的な動作概念から派生したさまざまな意味を表すことになる。この「せむ」の語源の意味は、中古以降の副詞「せめて」の意味変化に大きな影響を与えていると考えられるが、このことに関しては次節で詳しく検討する。

2. 2 中古一情態副詞的用法

副詞的用法をもつ「せめて」は、前節で述べたように、上代には確例がなく、中古以降、主として和文資料に見られはじめる*⁴。その使用当初の「せめて」は、「（身動きできなくするほど）物理的・心理的に距離を狭めること」という語源の意味から派生した、「つとめて、強いて」という情態の意味で用いられている。これは、「せめて」が対象との物理的・心理的距離を狭めるために、追いつめるまたは差し迫るなどの実質的動作概念を表していたものから、後続する用言に対して積極的に働きかける様子、即ち力を尽くす様子を表す情態副詞用法をもつものへ展開したことによる。（以下の例7、8は、前掲の例3、4である。）

- (7) 女、いとゞいみじきものおもひさへまさる心地して、はづかしくいみじけれど、
せめてのたまへば、 (宇津保物語・俊蔭・24頁、970～999年頃)
- (8) おほかたにつけて見たまひしはをかしうおぼえしを、我さかし人にて聞こえむも
いとつつましければ、まめやかにあるべきやうをいみじくせめて書かせたてまつり
たまふ。 (源氏物語・総角・270頁、1001～14年頃)

使用当初の「せめて」の副詞的用法において注目すべき点は、「せめて」は単に「できるだけ力を尽くすこと」を表すものではなく、その語源的意味によって、「せめて」には、何かの目的のために、ある対象を積極的に追いもとめるという含意が内在していることである。そのため、「せめて」は、「つとめて、精一杯」の意に加え、「強いて、敢えて、無理に」などの強引な様子を表す場合もある。例(9)は、強いてまたは敢えて何気ないふうに振る舞いながらということである。

- (9) 日にそへては、いといみじくのみなりまさり給へど、もの眞似びのやうならんも、
かたはらいたければ、「暑気なめり」と、せめてさらぬ顔にもてない給つゝ、
(夜の寝覚・巻五・325頁、110後)

次の「せめて」は、さらにその語源的意味の含意から派生して、ある対象を熱心に追いもとめつづける様子を表す「しきりに、なお」という意で使われる場合がある。

- (10) ことをいとめでたくひき給ひければ、いそぎわたらせ給て、ひとやあるともおぼ
したらで、せめてひき給を、きこしめせば、 (大鏡・巻六巻・261頁、120前)

上記の「せめて」は、それぞれの例において「宣ふ、書かす、(さらぬ顔に)もてなす、(琴を)弾く」などの動作性動詞述語に前接して、積極的にそれらの動作を行う様子を表す情態副詞用法として用いられている。次の例(11)は、平安中期の作品から見られはじめる、助詞「も」を伴った「せめても」の語形の例で、「強いてまたは無理に御文を取り戻そうとせず」のように解釈できると見られ、これまでの例と同様に、情態副詞的用法として用いられている。

- (11) とかく言ひしろひて、この御文はひき隠したまひつれば、せめてもあさり取らで、
つれなく大殿籠りぬれば、 (源氏物語・夕霧・430頁、1001～14年頃)

一方、次に挙げる例は、現代語の「せめて」の用例には見られないもので、中古における特徴的な使われ方である。(12)～(14)の「せめて」は、これまでの例とは違って、状態性の形容詞述語に前接して用いられている。

- (12) せめておそろきもの、夜鳴る神、近き隣に盗人の入りたる
(枕草子・二四六・377頁、100後)

(13) せめてさうざうしき時は、かやうにただおほかたに、うちほのめきたまふをりも
りもあり。 (源氏物語・幻・537頁、1001～14年頃)

(14) いつまで、かくさいなまれむとすらん。「悔しく」と、思す折々もありなんかし
と、せめてむつかしき折は、一條の宮に隠れ居て、慰めける。

(狭衣物語・卷三・280頁、11C後)

これらの例において、「せめて」は、「非常に、とても」などの程度副詞のように解釈できるものであるが、上記の動作性述語に前接する「せめて」との意味関係から考えると、(12)～(14)の「せめて」は、心理的・感情的に切迫した様子を表す「切実に、痛切に」の意をもつとも解釈できる。このような「せめて」は、動作性動詞述語のうち、次の例(15)～(17)の「わびしきままに思ふ(恋い慕うの意)、苦しがる、ゆかしく思ふ(知りたいの意)」など、感情・情意の心的内容を表す動詞述語を修飾する場合に意味的に通じるものと考えられる。

(15) 女おどろ／＼しう泣きまどへど、制すべき人もなし。こしらへかねて、せめてわ
びしきまゝに、思ひて、泣く／＼、「いとたのもしき事なれど、たゞ今更に物な
んおぼえぬ」と答ふれば、 (落窪物語・卷二・111頁、10C前)

(16) 故父殿のいみじうかなしうし給ひしかば、爰にても生したてんと物し侍れど、か
の母北方、一人くだるをせめて苦しがりて、添へらるゝなめれば、えとぞめでな
む」との給へば、 (落窪物語・卷四・242頁、10C前)

(17) あさましう心安くて、「あり所は知り給たらんな。幼き人や具したりし」と、せ
めてゆかしく思されて、問ひ給へど、 (狭衣物語・卷二・213頁、11C後)

このことと関連して、「せめて」の情態副詞的意味に、「つとめて」の意と程度の甚
だしさを表す「非常に、たまらなく」の意が混在するのは、当時の副詞「強いて」にも
見られる現象である。副詞「強いて」には、(18)のように「(困難や反対などを)押
し切って物事を行う様子」を表す意が中心的な意味を占めながらも、状態性述語を修飾
する場合は、(19)のように「無性に、むやみに」の意としても用いられている。

(18) 袍きたる物のいりけるを、しめてよびければ、あやしとおもひてきたりけり。

(大和物語・百七十一・344頁、957年頃)

(19) いとよう気色ばみてましを、言ふかひなきとぞめて、をりあしう、いぶせて、
あはれにもありしかな、と面影忘れがたうて、はらからの君たちよりも、強ひて悲
しとおぼえたまひけり。

(源氏物語・柏木・325頁、1001～14年頃)

「せめて」も、「強いて」のように、動作性述語を修飾する場合、「力や心を尽くし
ている様子」の「つとめて、切実に」の意を表し、感情や心情の動作性述語を修飾する

場合、「程度の甚だしいさま」の「たまらなく、どうしようもなく、むしように」などの意を表していると解釈できる。このように考えると、上記の(12)～(14)のような情意の状態性述語を修飾する場合は、その程度の甚だしさを表す(15)～(17)の例を経て、「非常に、とても」のような程度副詞の意味として解釈できるようになる。

このように、動作性述語の「せめて」と情意の状態性述語の「せめて」は、連続的に捉えることができるが、次のように、状態性述語と共起する「せめて」の例の一部には、次のように、「青い、長い」などの属性の形容詞と共起する例がある。

- (20) 其ノ人殿上人ニテ有ケルニ、青テ色ノ青カリケレバ、□ノ殿上人皆此レヲ青経ノ君トゾ付ケルヲ咲ヒケル。
(今昔物語集・巻二八・第二一話、12C初)

上記のような「せめて」の例は、平安後期から中世前期にしか見られない一時期の用法で、使用頻度においても僅かな例しか確認できない。この「せめて」は、中古以降、「せめて」がその修飾領域を動作性述語から、「程度の甚だしさを表す」状態性述語へ拡張していくなかで、散見されるものである。しかし、当時の中古の使用状況においては、情態副詞用法をもつ例が圧倒的に多く、属性の状態性述語を修飾する「せめて」はその使用範囲がきわめて限られていたといえる。

また、次のような「せめて」は、これまでの例とは違ったものである。これらの例は、あるまじきこと、または求めていたものと違っている状況のなかで、「それでもなお、つとめて」のように、積極的にその行為を行う場合である。ここで注目すべき点は、「せめて」の述語には、(21)「な参り給そ」、(22)「還向ニモ非ズ」、(23)「もとめて給へ」のような命令(禁止)、勧誘、依頼などの事柄の実現を求める広義の「願望表現」が現れていることである。そして、「せめて」のほかに、「せめては」の語形も出現している。これまでの中古の例では、「せめて」の使われる文に、ほとんどの場合、事態の成立を事実として述べる平叙文(終止形終止法や係り結び)であったが、平安後期以降の「せめて」の例には、次の例のように、事態の成立を求める願望表現と共起している例が見られはじめる。このような「せめて」は、中世以降多く見られるもので、前後の文脈間には、井手至氏のいう「十分ではないが、やむを得なければ」などの構文的状況が成り立っている場合である。

- (21) 院に八月十五夜せられるに、「参りたまへ」とありければまいり給に、院にてはあふまじければ、「せめて今宵はな参り給そ」と留めけり。

(大和物語・七十七・p267、957年頃)

- (22) 「年ノ始メノ十八日ニ御物詣セサセ給フニ、此レ不候マジキ事也。責テハ還向ニモ非ズ」ナド云テ止ケレドモ、章家聞モ不入ズシテ、馬ヨリ下テ自ラ其ノ草ニ火ヲ付タリケレバ、
(今昔物語集・巻第二十九・184頁、1120年頃)

- (23) まづいるべきものどもよな。雲の上にひゞきのぼらむ料に、天の羽衣一、いとれ

うに待。もとめて給へ。それならでは、たゞの粕・衾、せめてはならば、布の破やれ襖あおにても。 (堤中納言物語・よしなしごと・427頁、12C末～13C初頃)

以上の考察により、「せめて」は、副詞的用法として用いられはじめた使用初期の中古において、主に動作性動詞述語を修飾する連用修飾の働きをもち、「つとめて、強いて、しきりに」などの情態副詞用法で用いられていた。それが、使用領域を状態性述語へ拡張し、情意を表す動詞・形容詞述語を修飾するようになって、「切実に、むしように」、またそこから「はなはだしく」のように解釈される。いずれの場合も、情態副詞用法として捉えられ、中古の「せめて」の使用実態において中心的な意味となっていた。ただし、一部の少数の用例に、「青い、長い」などの属性形容詞の状態性述語に前接する場合があるが、これは「非常に、とても」の程度的意味に解釈される。

では、これまで見てきた副詞的用法を獲得した使用初期の中古の「せめて」の使用状況をまとめると、次の表1のようになる。

表1	せめて			せめても	せめては	
	連用修飾		連体修飾	連用修飾	連用修飾	文修飾
	A	B	A	A	A	C
古今和歌集		1				
竹取物語	1					
大和物語	1					
平中物語	1	1				
宇津保物語	13	2				
蜻蛉日記	2					
落窪物語	6					
枕草子	5	1				
源氏物語	38	2		2		
更級日記	1					
浜松中納言物語	23		1		1	
狭衣物語	7	1	1			
夜の寝覚	28			2		
栄花物語	8				1	
大鏡	4			1		
今昔物語集	6	3	1			
堤中納言物語* ⁵						3

表1において、「つとめて、強いて」の情態副詞的用法をAで、「非常に、とても」の程度副詞的用法をBで示してある。Cで示した用法は、修飾の対象が後続の述語に限らず、文相当のものになっている場合である。さらに、Aの情態的意味をもつ「せめて」に、断定の助動詞「ナリ」が付いて述語として用いられている例がある。この「せめてなり」とCの「せめては」の用法は、本稿の調査では、平安後期の作品にそれぞれ1例、3例見いだされたが、これらの用法の確実な例は、院政期から中世前期にかけて多用されるようになるが、このことについては中世以降の「せめて」の使用実態と合わせて、次節で詳しく検討することにする。

3. 中世の「せめて」の使用状況

3. 1 力の及ぶ範囲の限定・限界

「せめて」の意味・用法は、平安後期（院政期）から変化や偏りが見られはじめ、中古の情態副詞的用法の例（一部の程度副詞的用法を含む）は、中世前期においても引き続き見られるものの、平安後期から鎌倉前期にかけての間に急激に減っていく。以下では、中古から引き続き見られる既存の情態副詞用法との関連に言及しながら、中世に入ってから使われはじめた新しい用法の例を中心に考察する。

まず、院政期から中世前期にかけて見られはじめた新しい用法は、「せめてのN（名詞相当、以下省略）」の連体用法である。これは、前節の平安後期の作品から用いられるもので、このときの名詞相当のNは、心的内容を表す「心ざし、有心、はかりごと」や「懇切、契、思ひ、罪のむくひ」などが現れている。また、形式名詞の「こと」を伴った「せめてのこと」という形も中世以降、多用されるようになる。

この「せめての」の語形について、井手至（1955・1991・2003）は「せめて」の程度副詞用法から「せめての」の語形が派生して現れたとしているが、実際の用例からすると、その指摘には同意できないところがある。次の例で言えば、「せめて」は、「極めて」「極端な」の程度の甚だしさを表す語にも解釈できるが、この程度副詞的な読みは、中古の感情・情意の動作性述語に前接する「せめて」のように、その後続述語の意味特徴によって「つとめて」の意から「切実に」と解釈できる情態的意味である。

平安後期（院政期）の作品から、「せめて」に、「せめてのN」の連体用法が見られはじめた。連用用法の「つとめて、切に」などの意味に通じる「精一杯の、痛切な」の意で解釈できる情態的意味をもつ。

(24) なを今しばしは、聖の相をもたがへじと、せめての心ざしのあまりに、あながち
におぼし忍びて過し給も、（浜松中納言物語・巻四・366頁、1053年頃）

(25) 多ノ人ノ見ルニ、送ラム事ハ不有ジ。責テノ有心ニハ立ケリ隠レム。

- (26) 康頼入道、古郷の戀しきまゝに、せめてのはかりことに、千本の卒都婆を作り、
(平家物語・巻第二・202頁、1240年頃)

したがって、「せめてのN」の語形は、程度副詞用法から派生したとみるよりは、それまでの情態副詞の用法の連体修飾の働きとみるべきもので、意味的には、情態的な意味と程度的な意味とが連続している。この語形は、平安後期から見られ始め、中世中期頃まで使われている。また、ここで注目されるべき点は、平安後期から鎌倉初期にかけて「せめては」の語形に見られた、「それでもなお強いて、つとめて」の意味が、「せめて」の語形にも多く用いられ、「本来の事態の成立が難しくなるなかで、それでもなおも」という文脈で使われるようになる。もともとの事柄の成立が難しい場合が「せめて」の使われる文の前後にあって、「許される範囲内で、難しいのを承知しながらもそれでも強いて、精一杯努力する様子を表すもの」を表すようになったと思われる。

- (27) ぜひなく位ををしとられ給て、せめて廿年の御宝算をだにもたもたせ給はず、
(保元物語・巻上・56頁、1186年頃)

- (28) 同四日、やまひにせめられ、せめての事に板に水をゐて、それにふしまろび給へ共、
(平家物語・巻第六・409頁、1240年頃)

- (29) 女房たち、やう／＼介錯し、葉など口にそゝき、養生しければ、わづかに目計もちあげ給けり。せめての事に、文をひらきてよまんとすれ共、目もくれ、心も心ならねば、
(曾我物語・巻第十・379頁、14C後)

さらに、井手至氏の研究では、南北朝時代の一時的な使用であるとする、次の例について、程度副詞の意味に多少の価値観の混入した軽蔑の意の「せいぜい、たかが」の意で用いられているとしている。しかし、次の例の「せめて」は、「しいて（言えば）」の意味にも解釈できる。「せめて」の後に状態性述語が続いているが、「せめて」の後続述語には動作性述語のみならず、状態性述語も現れる。これについては、前節に述べた中古においても確認できる。

- (30) 是ハセメテ俗人ナレバ云ニ足ス、彼文觀僧正ノ振舞ヲ傳聞コソ不思議ナレ。
(太平記・巻第十二・413頁、14C後)

これと関連して、井手至氏では、「せめて」は鎌倉時代に「止むを得ず、ぎりぎりのところ」という文脈の意味が付着した新しい意味をもつようになると主張している。この文脈の意味というものは、前節の情態の意味から派生した「本来の事態の成立が難しくなるなかで、それでもなお、つとめてまたは精一杯」という意味に通じるものである。

また、中世に入ってから、平安後期の『大鏡』に見られた「せめて」に断定の「ナ

り」が付いた述語としての例が多く見られる。この段階では、感情・情意の語と共起する「せめてのN」の連体用法と同じく、「あまりにも切ない、はなはだしい」などの意に解釈される。

(31) まことにみこをば本よりさる人としり申たれば、これをしもそしり申さず、このとのをぞ、「かゝる御心とみるみる、せめてならであるべきことならぬに、かくみぐるしき御ありさまをあまた人にみせきこえ給へることぞ」とぞ、しり申し。

(大鏡・第二巻・99頁、120前)

(32) 「今朝しも八幡へ参らずは、子共の取後をも今一度惜てまし。侮しかりける物詣よ」との給ひけるこそせめてなれ。けるこそせめてなれ。

(保元物語・巻下・159頁、1186年頃)

しかし、これらの意味とは違った新しい意味が、中世の半ばから「せめて+断定のナリ」の用法に発生している。その新しい意味は、次の「せめてのこと{なり/じや}」のように、「せめて」の連体用法が文末に現れた例に生じていたと見られる。(33)は、「舟はまだかと催促され、思いつめての言葉であった」ということで、(34)は、「あまりにお世話をしたので、一層なみなみならず思う気持ちがおこりましたので、他の事は知らず、これだけは申すのでございます」ということである。

(33) 南の門に出て、舟をそしとぞいそがせける。(中略)おなじううしなはるべくは、都ちかき此辺にてもあれかすと、の給ひけるぞ、せめての事なる」

(平家物語・巻第二・179頁、1240年頃)

(34) 餘りに見奉りてよりいとゞ愚かに思ひ参らせず候へば、せめての事に申候なり。
(義経記・巻第六・289頁、150前)

さらに、次のように「せめてものN」の語形も中世以降見られはじめ、中世後期以降は、「せめて」の連体用法の数を上回ることになる。しかし、連用修飾の「せめてもの語形はあまり用いられなくなる。(35)は、「やむを得ねば、これだけでもと願う」ということで、現代語の「せめて」の用法と同様である。

(35) 御約束變改ノ議ニハアラズ、セメテモノ事ニ元有ケルヲ、其由ヲバツヤ／＼トイハデ、偏ニ御變改ノ定ニ云ケル間ニ、
(愚管抄・巻第六・309頁、1220年)

このように、中世に入って「せめて」は、「許される範囲いっぱい、それ以上余地のないこと、限界または限度」の意味が意識され、この時期の「せめて」には、「これ以上は無理」という、これまでの情態副詞の意味や程度副詞の意味とは違った、「限界または限度」を含む文脈の意味が生じていた。

この力の及ぶ範囲の限度・限界の意味は、おそらく「せむ」の語源との意味関係の影

響も働いていると思われる。中世前期の「せめて」は、その語源的意味によって、「事態の成立が容易ではなく、力の及ぶ範囲が狭まる場合でも、なおつとめて」の意味に捉えられるようになったと考えられる。このような「力の及ぶ範囲の限度・限界の意味」から、中世以降からの「せめて」の例には、「だに、さえ、ほど、くらい、ばかり、なりとも」などの副助詞類との共起が多く見られる。このような限度・程度の副助詞との共起は、中世の室町後期には、さらに増加する傾向を見せる。

(36) 后ハ王宮ニヲハスナレバ、今生ニテ再ビ相見ン事有ガタシ。セメテ汝ヲダニ一見タラバ、縦我命ヲ失フ共悲ム處ニアラズト思キ。

(太平記・巻第三十二・219頁、1371年頃)

(37) これほどにこと／＼して、親におもはれて何にかはせん。せめて五日に、一度は見え給へ」と有ければ、十郎涙をおさへ、「うけたまけりぬ」とて、まかり立にけり。

(曾我物語・第四巻・196頁、14C後)

(38) 何時しか、平家を討ち落して、御身をせめて一兩年世にあらせ奉らばやと骨髓を砕き給ひしに、

(義経記・巻第6・270頁、15C前)

なお、「せめてのこと」という語は慣用的に多く用いられ、中世の古辞書や中世後期の節用集には、「實事（せめてのこと）」という一つの慣用句として掲載されている。

(39) 「責 セメテノコト 倭語用之」

(古本節用集・伊京集、室町末)

3. 2 願望表現との共起制約

前節に加えて、中世において注目すべき点は、「せめて」の後続述語の変化である。「せめて」は、限定的な意味だけを表すにとどまらず、「限定的ではあるが、それだけでも精一杯、力を尽くして実現したい、実現してほしい」という話し手の気持ちを表すものへと展開する。構文的には、事態の成立を事実として述べる平叙文との共起から、事態の実現を求める形式との共起が増えて、後続述語に、命令（禁止）・勧誘、依頼・希望などの求める広義の願望表現と共起する例が急増する。

このような願望の評価の意味を併せ持つ「せめて」は、中世以降「せめてのN」の形に加えて、中世から見られはじめる「せめて」「せめてものN」の語形の用法にも確認できる。

(40) 后ハ王宮ニヲハスナレバ、今生ニテ再ビ相見ン事有ガタシ。セメテ汝ヲダニ一見タラバ、縦我命ヲ失フ共悲ム處ニアラズト思キ。

(太平記・巻第三十二・219頁、1371年頃)

(41) これほどにこと／＼して、親におもはれて何にかはせん。せめて五日に、一度は見え給へ」と有ければ、十郎涙をおさへ、「うけたまけりぬ」とて、まかり立に

このような意味変化は、中古と中世以降の「せめて」の使用実態を比較してみるとによって確認できるが、中世以降の「せめて」には事柄の実現を求める命令、意志、希望・願望表現と共起する例が顕著に増加していた。このように「せめて」の意味変化は、中古の情態副詞の意味は弱化していき、次第に「せめて」の用法に限定的意味を含んだ願望の意味が加わり、室町期には現代のような意味・用法が成立していたと見られる。中世後期以降の「せめて」には、もはや情態副詞の意味は消失されており、中世前期からの「これ以上無理でも、力の及ぶ範囲内で実現したい」という意味合いが含まれた願望の叙法副詞用法が主な用法となっている。

4. 「せめて」の叙法副詞的用法の成立過程

これまでの考察を通して、「せめて」は、中古の使い方と違って、中世に入ってから、段々事柄の成立を願う話者の気持ちを表すものへと変化していったといえる。このような変化過程を経て、中世後期には現代の「せめて～だけでも…したい／してほしい」の構文タイプで、何とんでも、力の及ぶ限りのことは実現したい、と願う話し手の気持ちを表す評価副詞的用法が成立したと考えられる。

中世後期には、現代語のような「せめて」の意味・用法が確立したといえる。これは、中世後期の言語事情を反映している資料の記述に見られる「せめて」の意味・用法からも確認できる。『日葡辞書』には、中古の情態副詞用法や程度副詞用法の例は、前述したように、中世前期の鎌倉時代頃に用いられなくなったため、その代わりに、限度・限界の意味を含んだ願望表現と共起する例に偏って出現している。

(42) Xemete. セメテ(せめて) 少なくとも、あるいは、最小限。

(日葡辞書・749頁、1603～04年)

一方で、『日葡辞書』の「むしろ」の項目に「せめて」とあるが、これは「せめて」が中世以降、願望表現を伴う叙法副詞へ展開していくなかで生じた文脈的意味であると思われる。「せめて」に「むしろ」または「かえって」のような解釈が生じたのは、中古の10世紀半ば以降の例「本来の事態の成立が難しくなるなかで、それでもなおも」という文脈で見られはじめる。このような文脈で、「せめて」が慣用的に用いられるうちに、「せめて」の使われる文に「むしろ、かえって」のような意味に捉えるようになったのではないと思われる。

(43) Muxiro. ムシロ(むしろ) すなわち, Xemete. (せめて), 少なくとも。

(日葡辞書・437頁、1603～04年)

以上のように、「せめて」の意味は、院政期以降中世を通じて、「つとめて、強いて」から「程度の甚だしさ」へ、さらに、「せめてなり、せめてのことなり」のような使われ方を経て、力の及ぶ範囲の限定・限界を意識する「これ以上は無理」という構文的状況を踏まえて、「これ以上は無理と分かっている、それでもなお、つとめて実現したい」という願望の叙法をもつ評価の意味を獲得していった見られる。

では、使用当初から近現代に至るまでの「せめて」の意味変化を図で表すと、次のようになる。

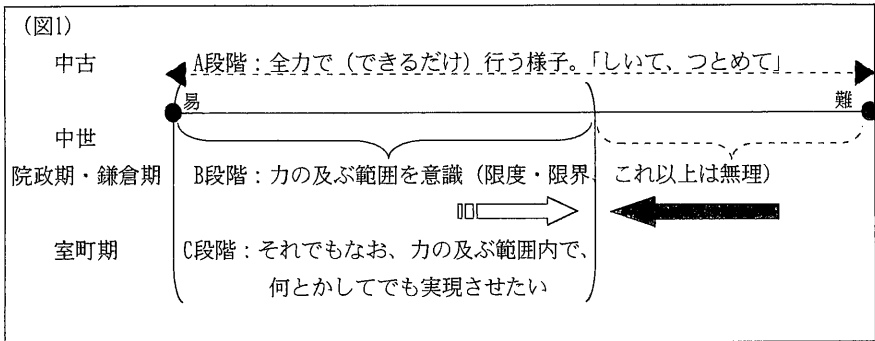


図1は、副詞的用法を得た中古から、現代語の意味・用法が確立した中世後期までの間に、「せめて」の使われた文に生じた変化や偏りを図式化したものである。中古の「せめて」は後続する動詞述語に対して、その事柄の成立の難易度にかかわらず、「しいて、つとめて」動作を行う情態的な様子を表していた。これは、文中に現れる「できるだけ、瀬一杯」の意に近い。平安後期から中世前期にかけて「せめて」は、事柄の成立が容易でない構文的状況のなかで、力の及ぶ範囲を意識するようになり、限度または限界的意味を帯びるようになる。

このようにして、「せめて」には、「Aの段階」の力を尽くして精一杯行う情態副詞的用法(「しいて、むりに」意や「切実に、しきり」の意など)から、「Bの段階」の程度のはなはだしさを表す程度副詞的用法(「非常に、きわめて」の意)、さらにそこから、「力の及ぶ範囲が狭まれ、これ以上は無理」という限度・限界の構文的意味をきっかけとして、「Cの段階」のそれでもなお、できる限りのことは実現したいという気持ちを表す叙法副詞的用法、という三つの意味・用法の段階が設定できる。現代語の「せめて」が表す「Cの段階」は、これだけでも実現するという意欲、熱心さ、あきらめない根性を基にした表現である。「せめて」の話し手にとってみれば、実現せずに終わらないで少しでもプラス的に物事を運ぼうとする気持ちが込められている。これらの意味変化に

は、「(身動きできなくするほど) 物理的・心理的に距離を狭めること」という語源的意義からの影響が考えられる。

このことと関連して、先行研究の渡辺(2001)が「せめて」の最も自然な用法として、「小の方向へと希望を狭めて行って」という用法であると述べた背景には、おそらく、図1で示した「事柄の成立の難易度」において、できるだけ(無理にでも)力を尽くす情態副詞用法から、その事柄の成立が容易でない場合を見込んで、事態の不成立の可能性もあるなかで、自分の力の及ぶ範囲内で実現する気持ちを表すようになるという意味変化が捉えられていると思われる。

このように、情態副詞の用法から叙法副詞的用法への変化を経た「せめて」は、文相当を修飾するものへの展開でもあり、「せめて」は「事柄の生起」全体に対して話し手の評価的見解を表すものと変化したといえる。

5. おわりに

本稿では副詞「せめて」の意味変化について、その使用実態の史的推移とその要因を考察してきた。「せめて」に似たような変化過程を辿って成立した語に「せいぜい」がある。「せいぜい」とは具体的な変化過程や意味はそれぞれ異なるが、力を尽くして行う様子から、力を尽くしても行う気持ちへの変化過程を経たという面では意味的な類似性をもつといえる。ただし、「せいぜい」には「せめて」の意味にはない、より一層限定的な意味に近い意味が形成されていると考えられるが、歴史的観点からの両者の類似点、相違点については、今後改めて論じることにする。

【注記】

- 注1 ここで「話し手の評価的な見解を表す叙法副詞」と称しているものは、渡辺(1996・2001)の「評価の副詞」および工藤(1982)の「叙法副詞」にほぼ相当するものである。
- 注2 「せめて」は、渡辺実の副用語に関する一連の研究において、最初「限定副詞(渡辺1957)」に分類されていたが、その後「誘導副詞(渡辺1971)」、そしてさらにその後「評価の副詞(渡辺1996・2001)」に分類されている。工藤1977は、渡辺1957に従い、「せめて」を見積り方・評価を表す「限定副詞」に分類しているが、その後の工藤1982では、「せめて」が使われた文の述語が「希望のほか命令・依頼・意志や、当為(…ベキダ・…ナクテハナラナイetc.)など、広義の願望(実現の期待)にほぼ限られる」ということから、従来の陳述副詞の下位類として文の叙述性にかかわる「叙法副詞」に分類しなおしている。
- 注3 『日本国現報善悪靈異記』の略称。平安初期(822年頃)に成立した現存最古の仏教説話集であるが、所収話の多くが奈良時代を背景としたもので、当時の古語を多く含んでおり、上代の資料に準じられるとされる。

注4 中古の漢文系資料においては、「せて（責而）」の形で古記録に5例、古文書に10例、平安遺文に29例見られる。これらの例は、ほとんどの場合「咎める、詰る」の意の動詞として用いられている。なお、鎌倉期の漢文系資料（古文書や遺文）にも動詞の例が約58例見られる。

注5 『堤中納言物語』（『日本古典文学大系』岩波書店）の用例は、「よしなしごと」篇に所収されているものである。『日本古典文学大系13』の解説（p333～p336）によれば、この篇は、その成立が明らかかなものとされる「逢坂こえぬ権中納言」（1055年成立）と同時代の成立であるとは考えにくく、諸説によりその成立が平安以降にくだる疑いがあるとされる。

【調査資料一覧】

《上代・中古》漢文系資料：古記録フルテキストデータベース、古文書フルテキストデータベース、奈良時代古文書フルテキストデータベース、平安遺文フルテキストデータベース、鎌倉遺文フルテキストデータベース（以上、東京大学史料編纂所古文書フルテキストデータベース）／和文系資料：日本霊異記、土佐日記、竹取物語、伊勢物語、大和物語、落窪物語、紫式部日記、蜻蛉日記、更級日記、浜松中納言物語、夜の寝覚、栄花物語、今昔物語集（以上は、『日本古典文学体系』岩波書店）万葉集、枕草子、源氏物語、大鏡（以上は、『新編日本古典文学全集』小学館）／索引類：小久保崇明・山田瑩徹編（1981）『土佐日記：本文及び語彙索引』笠間書院、塚原鉄雄・曾田文雄編（1975）『大和物語語彙索引』笠間書院、佐伯梅友・伊牟田経久編（1963）『かげろふ日記総索引』笠間書院、榊原邦彦編（1994）『枕草子：本文及び総索引』和泉書院、松尾聡・江口正弘編（1967）『落窪物語総索引』明治書院、今西祐一郎・上田英代・村上征勝共編（1997）『紫式部日記語彙用例総索引』、上田英代・村上征勝・今西祐一郎・樺島忠夫・上田裕一編（1994）『源氏物語語彙用例総索引自立語篇』勉誠社、勉誠社、池田利夫編（1964）『濱松中納言物語総索引』武蔵野書院、塚原鉄雄・秋本守英・神尾暢子共編（1975）『狭衣物語語彙索引』笠間書院、阪倉篤義・高村元継・志水富夫編（1974）『夜の寝覚総索引』明治書院

《中世》方丈記、宇治拾遺物語、平治物語、保元物語、平家物語、愚管抄、十訓抄、古今著聞集、徒然草、沙石集、太平記、曾我物語、増鏡、義経記、風姿花伝（以上は、『日本古典文学大系』岩波書店）／抄物資料：史記抄・四河入海・毛詩抄・蒙求抄（以上、岡見正雄、大塚光信編（1971）『抄物資料集成』清文堂出版、莊子抄（大塚光信編（1981）『続抄物資料集成 第7巻 莊子抄』清文堂出版）／狂言資料：大蔵虎明本狂言集（池田廣司・北原保雄（1983）『大蔵虎明本狂言の研究（本文篇）』上・中・下巻、表現社）／キリシタン資料：天草版平家物語（江口正弘（1986）『天草版平家物語 対照本文及び総索引本文編』明治書院）、天草版伊曾保物語（井上章（1964）『天草版伊曾保物語』風間書房）、日葡辞書（土井忠生・森田武・長南実（1980）『邦訳日葡辞書』岩波書店）

《近世》醒睡笑、きのふはけふの物語、近松門左衛門世話浄瑠璃や歌舞伎狂言、井原西鶴などの浮世草子、歌舞伎狂言本、遊子方言・通言総籙、辰巳之園・傾城買四十八手・傾城買二筋道、東海道中膝栗毛、鹿の子餅・聞上手・鯛の味噌津・無事志有意など（以上は、『日本古典文学大系』岩波書店）、月花余情・陽台遺編・閑秘言・新月花余情・聖遊廊・郭中奇譚・短華葉・酔のすじ書・十界和尚話

・南遊記・粹の囁・色深狹睡夢・北川蜷殻など（以上は、『洒落本大成』2巻～27巻、中央公論社）、
浮世風呂（『浮世風呂 戯場粹言幕の外 大千世落本集』新日本古典文学大系（岩波書店））、穴さが
し心の内そと（前田勇（1974）『近代語研究』第四集、武蔵野書院）
◀明治期以降の近現代▶国立国語研究所『太陽コーパス：雑誌『太陽』日本語データベース』、『CD-R
OM版 新潮文庫の100冊』（『源氏物語』の現代語訳の『新源氏物語』と外国文学の翻訳作品を除いたも
の）、『CD-ROM版 新潮文庫 明治の文豪』、『CD-ROM版 新潮文庫 大正の文豪』

【参考文献】

- 板坂 元（1970）「せめて（日本語の生態-5-）」『国文学解釈と鑑賞 35（11）』9月、至文堂
井手 至（1955・1991・2003）「「せめて」について」『国語副詞の史的研究』（濱田敦・井手至・塚原
鉄雄著）新典社（1955年は雑誌論文、2003年は増補版）
工藤 浩（1977）「限定副詞の機能」『国語学と国語史』松村明教授退官記念会編、明治書院
工藤 浩（1982）「叙法副詞の意味と機能—その記述方法をもとめて—」『国立国語研究所研究報告集
3』秀英出版
飛田良文・浅田秀子（1994）『現代副詞用語辞典』東京堂出版
森田良行（1989）『基礎日本語辞典』角川書店
渡辺 実（1957）「品詞論の諸問題—副用語・付属語」『日本文法講座』1、明治書院
渡辺 実（1971）『国語構文論』塙書房
渡辺 実（1996）『岩波テキストブックス 日本語概説』岩波書店
渡辺 実（2001）『さすが！日本語』筑摩書房

（いむ じよん 大学院人文社会系研究科 博士課程2年）